

「年収の壁・支援強化パッケージ」について

1) 社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外

下記要件に該当する被保険者がいらっしゃる場合は、注意点を踏まえて各届出を作成してください。

事業主は、健康保険が適用されていなかった従業員が新たに適用となった場合、また、すでに適用されている同条件の被保険者に対し、給与・賞与とは別に「社会保険適用促進手当」を支給することができることとなりました。

社会保険適用促進手当については、被用者保険適用に伴う従業員本人負担分の保険料相当額を上限として、該当者ごとに最大2年間、標準報酬月額・標準賞与額の算定に含めない扱いとすることができます。

注意点

- ① 手当金の名称は「社会保険適用促進手当」であること。
- ② 該当者の標準報酬月額は10.4万円以下であること。
- ③ 被用者保険適用に伴う被保険者本人負担分の保険料相当額を上限とすること。
- ④ 短時間就労者の適用要件である収入8.8万円以上を確認する際は「社会保険適用促進手当」は含む。
- ⑤ 標準報酬月額・標準賞与額を算出する際には、「社会保険適用促進手当」は含まない。
- ⑥ 従業員本人負担分の保険料相当額を超えて「社会保険適用促進手当」を支給する場合は、超えた分の金額は「社会保険適用促進手当」とは別の項目で支給し、標準報酬月額の算出に加算する。
※「社会保険適用促進手当」の上限を超えた金額は、固定給が変動したと判断されるため、随時改定の契機となります。
- ⑦ 手当金の支払時期、支払い方等は事業主の判断とされているため、支払われた手当金の対象月がわかるように管理してください。

2) 事業主の証明による被扶養者認定円滑化

健康保険の被扶養者の認定に当たっては、認定対象者の年間収入130万円未満（60歳以上及び障害年金受給要件に該当する程度の障害者である場合には180万円未満）であること等が要件とされていますが、一時的に収入が増加し、直近の収入に基づく年収の見込みが130万円以上となる場合においても、直ちに被扶養者認定を取り消すのではなく、被扶養者勤務先事業主より収入超過理由が一時的な変動であることを証明書としてご提出いただき、判断することが可能となりました。

被扶養者認定、被扶養者資格確認調査（検認・確認調書）等において、上記の取扱いを希望される場合には、他の添付書類に追加して、被扶養者勤務先事業主より証明を受けた【被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書】及び【直近の雇用契約書の写し】を、被保険者事業主を通じて健康保険組合へ提出してください。

被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

★直近の雇用契約書の写しを合わせてご提出ください。

※尚、扶養認定の審査にあたっては全ての提出書類を確認の上、総合的に判断します。

上記、証明書の提出をもって必ず認定されるということではありませんので、ご留意ください。

※また、当健康保険組合ホームページより取得いただいた様式以外で提出された場合、状況によっては再度証明書をご提出いただく事がございますので予めご了承ください。